

航空会社の飲酒に係る不適切 事案について

平成31年3月27日

航空局安全部

航空会社における飲酒に係る不適切事案の経緯（その1）

○ 一連の飲酒事案以後の事案（本年に入ってから発生したもの）

航空会社・発生日・便名	事案の概要	実施済みの措置
ANAウイングス 平成31年1月3日 ANA501便（伊丹→宮崎）	機長が、飲酒制限時間を超過して過度の飲酒をし、乗務前検査で陽性反応。事案後も副操縦士と口裏合わせをして虚偽の説明をした	業務改善勧告（行政指導） ※2月1日措置済
アイベックスエアラインズ 平成31年1月9日 IBX54便（仙台→伊丹）	機長が、乗務前検査を失念して乗務（その後の検査でアルコールは検出されず）	厳重注意（行政指導） ※3月8日措置済
AIRDO 平成31年1月2日 ADO12便（新千歳→羽田）	立入検査において、機長が乗務前日に飲酒制限時間を超過して飲酒し乗務したことが判明。さらに、当該機長が虚偽説明していたことも判明。	厳重注意（行政指導） ※3月8日措置済
AIRDO 平成31年1月14日 ADO130便（新千歳→中部）	機長、副操縦士及び訓練生の3名が乗務前検査を失念して乗務（その後の検査でアルコールは検出されず）	厳重注意（行政指導） ※3月8日措置済
新中央航空 平成31年1月21日 CUK401便（調布→三宅島）	副操縦士が、乗務前日の飲酒の影響により乗務前検査で基準値を超過	厳重注意（行政指導） ※3月8日措置済
エアージャパン 平成31年2月1日 NH813便（成田→ヤンゴン）	外国人副操縦士が、乗務前日の飲酒の影響により乗務前検査で基準値を超過	厳重注意（行政指導） ※3月8日措置済
フジドリームエアラインズ 平成31年2月1日 FDA305便（名古屋→福岡）	副操縦士が、乗務前検査を失念して乗務（その後の検査でアルコールは検出されず） 技能証明等の携帯状況を確認した記録がなかった	厳重注意（行政指導） ※3月8日措置済
全日本空輸 平成31年2月19日 NH412便（神戸→羽田）	副操縦士が、乗務前日に飲酒制限時間を超過して飲酒し、乗務前検査で基準値を超過	詳細報告を指示
ジェイエア 平成31年3月5日 JAL2331便（伊丹→隠岐）	副操縦士が、乗務前検査を失念して乗務（その後の検査でアルコールは検出されず）	詳細報告を指示
エアアジア・ジャパン 平成31年3月6日 DJ803便（中部→桃園（台北））	副操縦士が、乗務前のストロー式検知器を使用した検査でアルコールが検出されたが、その後、吹きかけ式検知器を使用した検査でアルコールが検知されなかったために乗務	詳細報告を指示
エアージャパン 平成31年3月15日 NH821便（羽田→香港）	外国人副操縦士が、乗務前日の飲酒の影響により乗務前検査で基準値を超過	詳細報告を指示

○ 整備士による事案関係

航空会社・発生日・便名	事案の概要	会社に対する措置
JALエンジニアリング 平成31年1月19日	整備士が、入社時のアルコール検査を検査立会人に代行させ、初便の点検・確認を実施	詳細報告を指示

航空会社における飲酒に係る不適切事案の経緯(その2)

○ 一連の飲酒事案以後の事案(昨年中に発生したもの)

航空会社・発生日・便名	事案の概要	実施済みの措置
日本航空 平成30年10月28日 JAL44便(ロンドン→羽田)	副操縦士が乗務前日に過度の飲酒をし、乗務前にロンドン警察による検査により基準を大幅に超過するアルコールが検知され拘束 機長及び副機長は出発前に3名から2名に不適切に乗務を変更	・事業改善命令(不利益処分) ・機長・副機長へ文書警告(行政指導) ※12月21日措置済
ANAウイングス 平成30年10月25日 ANA1762便(石垣→那覇)	機長が、乗務前日に飲酒制限時間を超過して過度に飲酒し、翌日朝に体調不良により乗務不可を自ら申告	・嚴重注意(行政指導) ・機長へ文書警告(行政指導) ※12月21日措置済
スカイマーク 平成30年11月14日 SKY705便(羽田→新千歳)	機長が、乗務前日の飲酒の影響により乗務前検査で陽性反応	・嚴重注意(行政指導) ・機長へ文書注意(行政指導) ※12月21日措置済
日本エアコミューター 平成30年11月28日 JAC3741便(鹿児島→屋久島)	機長が、乗務前日の飲酒の影響により乗務前検査で基準値超過	・嚴重注意(行政指導) ・機長へ文書注意(行政指導) ※12月21日措置済

○ 一連の飲酒事案より前に発生した事案

航空会社・発生日・便名	事案の概要	会社に対する措置
日本航空 平成22年11月22日 JL772(シドニー→成田)	オーストラリア当局による乗務前の抜打ち検査により機長から0.095mg/Lが検知され乗務できず(オーストラリア及び会社の基準内)	事業改善命令(不利益処分) ※12月21日措置済
全日本空輸 平成26年5月10日 ANA1259便(羽田→上海)	副操縦士が、別便の副操縦士にアルコール検査の代行をさせたが、出発前に不正行為が判明し乗務取りやめ	嚴重注意の再発防止策の実施状況を確認
日本航空 平成29年12月2日 JL010便(成田→シカゴ)	機長が、副機長にアルコール検査を代行をさせ乗務	事業改善命令の再発防止策の実施状況を確認
日本航空	平成29年8月以降の検査について実施記録が確認できない事例が約4,200件あった。このうち、一人の機長が110回意図的に検査をしなかったことが判明	事業改善命令(不利益処分) ※12月21日措置済
全日本空輸	平成29年11月以降の羽田における検査について実施記録が確認できない事例が約390件あった。	嚴重注意(行政指導) ※12月21日措置済

○ 客室乗務員による事案関係

航空会社・発生日・便名	事案の概要	会社に対する措置
日本航空 平成30年12月17日 JAL786便(成田→ホノルル)	客室乗務員からアルコール臭がしたため、機内で検査したところ基準値を超過。その後、当該客室乗務員が乗務中に飲酒したことが判明。	業務改善勧告(行政指導) ※1月11日措置済

JAR(ジェイエア)におけるアルコール検査未実施事案について

1. JARの事案の概要

- 平成31年3月5日、JAL2331便(大阪国際空港→隠岐空港)及び折り返し便のJAL2332便(隠岐空港→大阪国際空港)に乗務した運航乗務員(副操縦士)が、乗務前のアルコール検知器を使用した検査を実施せずに当該便に乗務した事案が発生。
- 当該事案において、アルコール検査の実施及び出頭状況を確認した記録がなかった。同社は当該副操縦士をただちに乗務から外すとともに、アルコール検査を実施し、結果(0.00mg/L)を確認した。また、本人の申告によれば、乗務開始前24時間以内の飲酒は行っていないとのこと。

2. JARの事実関係(同社からの報告に基づく)3月6日時点

- 11時50分頃(出頭時刻は12時10分)、当該副操縦士は乗員サポート部に出頭した。この時にアルコール検査及び出頭リストのチェックを失念したまま、ブリーフィングを実施した。検査立会者も確認しなかった。
- 当該副操縦士と乗務予定の機長は、ブリーフィングで健康状態の確認は行ったものの、アルコール検査の実施は確認しなかった。
- ブリーフィングを実施後、JAL2331便に乗務し、大阪国際空港を13時18分に出発し、隠岐空港に14時7分に到着した。引き続き、折り返し便のJAL2332便に乗務し、隠岐空港を14時42分に出発した。
- 15時頃、乗員サポート部の担当者がアルコール検査記録簿等に当該副操縦士の記録がないことを確認した。
- JAL2332便は15時23分に大阪国際空港に到着し、当該副操縦士にアルコール検査の実施を確認したところ未実施と判明したため、乗務から外し、15時50分頃、アルコール検査を実施した。検査は2回行い、結果はいずれも0.00mg/Lであった。

3. 大阪航空局の対応

- 事実関係を早急に調査し、再発防止策を検討のうえ報告するよう指示。
- 同社からの報告内容を確認した上で、随時立入検査を実施しアルコール検査の実施状況を再確認する予定。
- 必要に応じ、同社への処分等を検討する。

エアアジア・ジャパン (WAJ)におけるアルコール検知事案について

1. WAJの事案の概要

- 平成31年3月6日、7時55分出発予定のDJ803便(中部国際空港→桃園空港(台北))に乗務予定の副操縦士が、乗務前のアルコール検知器(ストロー式)を使用した検査を実施してアルコールが検出(1回目:0.16mg/L、2回目:0.11mg/L)されたが、アルコール検知器(吹きかけ式)を使用した検査でアルコールが検出されなかったために当該便及び折り返し便(DJ804便)に乗務した事案が発生。

2. WAJの事実関係 (同社からの報告に基づく) 3月6日時点

- 3月1日～3月7日の間、同社は、現在使用しているアルコール検知器(吹きかけ式)による運用とともに、アルコール検知器(ストロー式)の試験運用を実施。アルコール検知器(ストロー式)で0.00mg/L以外の数値が出た場合、アルコール検知器(吹きかけ式)による再検査を実施してアルコールが検出されなければ乗務可能という運用を行っていた。
- 3月6日6時5分頃、機長及び副操縦士が、乗務前に運航管理者の立会いのもとアルコール検知器(吹きかけ式)を用いた検査を実施してアルコールは検出されなかった。
- 6時10分頃、当該副操縦士が、運航管理者の立会いのもとアルコール検知器(ストロー式)を用いた検査を実施して0.16mg/Lのアルコールが検出。6時29分頃、当該副操縦士は再度アルコール検知器(ストロー式)を用いた検査を実施して0.11mg/Lのアルコールが検出。(なお、機長は、アルコール検知器(ストロー式)でアルコールが検出されなかった)
- 6時35分頃、当該副操縦士が、現在の運用方法に基づき、機長等の立会いのもとアルコール検知器(吹きかけ式)を用いた検査を実施してアルコールが検出されなかった。その結果を受け、機長、運航管理者、副操縦士の間で、副操縦士の健康状態が運航に支障がないことを確認し、DJ803便及びDJ804便に乗務した。

3. 航空局の対応

- 事実関係を早急に調査し、再発防止策を検討のうえ報告するよう指示。
- 同社からの報告内容を確認した上で、立入検査を実施してアルコール検査の実施状況を再確認する予定。
- 立入検査の結果等を踏まえ、同社への処分等を検討する。

エアージャパンにおけるアルコール検知事案について

1. エアージャパン事案の概要

- 平成31年3月15日 0時55分に出発予定のNH821便(羽田空港→香港国際空港)に乗務予定の外国人副操縦士が、乗務前のアルコール検査(3月14日 23時24分頃)にて呼気からアルコールが検知されたことから別の乗務員に交代した事案が発生。
- 乗務員交代のため、当該便は9分の遅延が発生した。搭乗ゲートでの利用客へのアナウンスおよびウェブサイト上でアルコール検出に伴う乗務員交替により遅延した旨を通知。

2. エアージャパン事案の事実関係 (同社からの報告に基づく) 3月15日15:30時点

- 副操縦士が乗務前のアルコール検査(ストロー式)で呼気中0.591mg/lのアルコールを検出。(同社ではアルコールが検出された場合には乗務不可)
- その後のアルコール検査でも、0.410mg/l、0.56mg/lのアルコールを検出。
- 当該副操縦士は、会社のヒアリングに対して以下のように供述。
 - 3月13日19時頃から20時頃まで、ビール330ml 4本を自宅にて飲酒。
 - 3月13日20時頃から23時頃まで、ビール330ml 8~10本及びグラス白ワイン2杯程度を自宅近くの飲食店で飲酒。
 - さらに、別の飲食店に行ったが、詳細な記憶がほとんど無い。
 - 3月14日起床後から10時30分頃まで、赤ワインボトル1本(750ml)を飲酒。
- 現在、詳細を確認中。

3. 航空局の対応

- 3月8日に同社に対して運航乗務員の不適切な飲酒事案で嚴重注意を行い、3月22日までに再発防止策を報告させるよう指示しており、本事案についても詳細な事実関係の調査及び再発防止策を併せて報告するよう指示。
- 事実関係を確認のうえ、必要な措置を講じる。

JALECにおける整備士のアルコール検査代行事案(概要)

1. 事案の概要

- 平成31年1月19日(土)、日本航空の整備を担うJALエンジニアリング(JALEC)福岡空港整備部において、本来当社時に整備士本人が実施すべきアルコール検査を、検査立会人に代行させ、整備作業(JL3681便(福岡発—奄美大島着)の初便点検・確認)を実施した事案が発生した。

2. 事実関係 (同社からの報告に基づく)

- JALECでは、1月15日より整備作業開始前に整備作業に従事する全ての者に対してアルコール検知器(ストロー式)を用いたアルコール検査(基準値:0.10mg/L(呼気))を開始していた。
- 1月18日、整備士Aは、整備士Bとともに18時~23時頃まで飲酒していた。
整備士Aの飲酒量:ビール1杯、焼酎7杯 整備士Bの飲酒量:ビール4杯^(注)、焼酎8杯 (注)大ジョッキを3杯と換算
- 1月19日、整備士Aは4:30に起床し、個人貸与されていた検知器(吹きかけ式)で検査したところ、0.1~0.2mg/Lの値が複数回検出された。
- 整備士Aは、水を多量に飲んだ上で、入社後(5:20)、会社指定の検知器(ストロー式)の予備機を用いて1人で複数回検査を実施。この際の検査結果は0.08~0.10mg/Lであり、始業前には会社規定値の0.1mg/Lを下回っていた可能性があるが、アルコールの影響下になかったと断定することはできなかったと判断。
- しかし、会社の正式な検査時に、規定値を超える可能性があったこと、業務不可となった場合に運航便に影響が生じることを認識していたことから、整備士Aは検査の代行を検査立会人に依頼した。
- 検査立会人は、アルコール検査が適切に実施されることを確認すべき立場であったが、運航便に影響が生じるとの認識から、整備士Aの依頼に応じて検査を代行。
- その後、整備士AはJL3681便(福岡発—奄美大島着)(エンブラエル式ERJ170-100 STD型)の初便点検を実施し、航空法第19条第1項の確認を行った。更に、当日6便の便間立ち会いを実施したが、整備作業は実施していない。
- なお、整備士Bは入社後の検査で、0.25mg/Lが検知されたことから、当日の業務は実施していない。
- 2月11日、JALEC本部に当該事案の報告。以降整備士A及び検査立会人は整備業務から外している。

3. 航空局の対応

- これまで、事実関係の詳細調査及び再発防止策の策定を指示するとともに、同社に対する立入検査により指導監督を徹底
- 今後、詳細調査及び再発防止策の報告内容を精査した上で、同社に対する必要な対応を検討